医療機関・住民交流推進事業

目的

地域住民・団体等による地域の医療機関を支える取組を推進(取組に助成)することで、医師をはじめとする医療従事者にとって魅力ある病院・まちづくりを進め、医療従事者の離職防止や就業確保などにより、地域医療の確保・地域の活性化を図ることを目的とする。

補助事業の内容

① 地域医療を守るための講演会等開催事業

医療機関や救急車の適正な利用のほか、かかりつけ医を持つことの重要性など、医療機関等 (医療従事者等)の負担軽減を図ることの必要性等について理解を深めることを目的とする事業 ⇒ 住民視点による医療機関の負担軽減や医療従事者の離職防止・就業定着に資するもの等

② 地域住民と医療機関(医療従事者)との交流事業

住民団体と医療機関が連携するなどして、地域住民と医療従事者が交流を図ることで、地域医療等活性化に向けた相互の理解を深めることを目的とする事業

③ 住民団体の活動を推進するための普及啓発事業

上記①及び②に関する広報誌や掲示物を作成するなど、住民団体等の取組を推進することを目的とする事業

補助事業者及び補助金額等

【補助事業者】 知事が認める住民団体、医療機関

【補助基準額】 400千円

【補 助 率】 1/2以内

【補助年限】 3 年間(400千円×1/2×3年間を上限) 【対象外経費】

人件費、会食費、他の目的にも使用される文房具等